

公益財団法人 海堀奨学会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人海堀奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府下に居住又は大阪府下に所在する高等学校、大学又は大学院に在学している学生、生徒で経済的に学資の支弁が困難と認められる者に対して奨学金を給付し、もって有為の人材の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)奨学資金の給付

(2)その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員の報酬は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって支給することがある。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長の選出)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された評議員2人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事は理事長に就任する。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は常務理事に就任する。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係が

ある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 株式及び株主としての権利行使

(議決権の行使)

第34条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項については承認を必要としない。

(1)配当の受領

(2)無償新株式の受領

(3)株主割当増資への応募

(4)株主宛配賦書類の受領

第9章 選考委員会

(選考委員会)

第35条 この法人には、第4条第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

(委員)

第36条 奨学生選考委員会は6名以上10名以内の委員をもって組織する。

2. 前項の委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3. 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれることにはならない。

4. 第22条第2項及び第25条から第27条までの規定は委員について準用する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は理事会の決議を経て、これを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は海堀芳樹とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
箕村理、太田明弘、花尻忠夫、中村光宏、早坂元実、島崎公一、海堀哲也

2019年度事業報告書

1. 事業の状況

(1) 奨学金給付について

大学院奨学生	7名	月額	30,000円	2,520,000円
大学奨学生	9名	月額	25,000円	2,700,000円
高専奨学生	1名	月額	20,000円	240,000円
高校奨学生	7名	月額	15,000円	1,260,000円
合計	24名			6,720,000円

(2) 奨学生の在籍学校一覧表

あいうえお順

大学院・大学		高専・高校	
大阪大学大学院	2人	大阪府立大学工業高等専門学校	1人
大阪府立大学大学院	1人	大阪府立大手前高等学校	2人
関西大学大学院	1人	大阪府立北野高等学校	2人
京都府立大学大学院	1人	大阪教育大学附属高等学校	1人
同志社大学大学院	2人	天王寺校舎	
大阪市立大学	1人	開明高校	2人
大阪工業大学	2人		
関西大学	1人		
京都大学	1人		
近畿大学	2人		
立命館大学	2人		

(3) 奨学会会報「深根」等の発行

「2018年度卒業生の文集」 2019年4月 第81号発行

「2019年度新奨学生の文集」 2019年1月 第82号発行

(4) 奨学生との懇談等

2019年11月28日 「2019年度採用奨学生との懇談会」を開催

2020年3月 理事長から2019年度卒業生へ、手紙と記念品を贈呈

2. 処務の概要

(1) 役員等に関する事項

2020年3月31日現在

役名	氏名	就任年月日	担当職務	現職
理事	海堀 芳樹	2018年6月19日	理事長	朝日ウッドテック株式会社社長
	久我 一郎	2018年6月19日	理事	株式会社久我相談役
	川井 秀一	2018年6月19日	理事	京都大学名誉教授
	宇佐見太市	2018年6月19日	理事	関西大学名誉教授
	藤沢 武史	2018年6月19日	理事	関西学院大学大学院教授
	越井 潤	2018年6月19日	理事	越井木材工業株式会社社長
	御前 正弘	2019年6月10日	常務理事	朝日ウッドテック株式会社管理部長
監事	杉田 宗久	2018年6月19日	監事	税理士
	野村 政市	2018年6月19日	監事	公認会計士
評議員	箕村 理	2018年6月19日	評議員	株式会社ダイロック社長
	太田 明弘	2018年6月19日	評議員	株式会社成学社会長
	花尻 忠夫	2018年6月19日	評議員	株式会社大阪木材相互市場社長
	中村 光宏	2018年6月19日	評議員	株式会社紅中相談役
	早坂 元実	2018年6月19日	評議員	開明中学・高等学校校長
	島崎 公一	2018年6月19日	評議員	東洋木材新聞社社主
	海堀 哲也	2018年6月19日	評議員	朝日ウッドテック株式会社社長
選考委員	宇佐見太市	2018年6月4日	選考委員	関西大学大学院教授(理事兼務)
	藤沢 武史	2018年6月4日	選考委員	関西学院大学教授(理事兼務)
	藤井 研一	2018年6月4日	選考委員	大阪工業大学教授
	古田 裕三	2018年6月4日	選考委員	京都府立大学大学院教授
	藤井 義久	2018年6月4日	選考委員	京都大学大学院教授
	中嶋 力	2018年6月4日	選考委員	朝日ウッドテック株式会社OB

(2)会議に関する事項

①理事会

開催年月日	議事事項	結果
2019年5月24日	・2018年度事業報告書(案)承認の件 ・2018年度収支計算書(案)、貸借対照表(案)、 正味財産増減計算書(案)及び財産目録(案)承認の件	原案通り可決 原案通り可決
2019年6月10日	・常務理事の選出の件	原案通り可決
2020年3月3日	・2019年度事業計画書(案)の承認に関する件 ・2019年度収支予算書(案)の承認に関する件	原案通り可決 原案通り可決

②評議員会

開催年月日	議事事項	結果
2019年6月10日	・2018年度事業報告書(案)承認の件 ・2018年度収支計算書(案)、貸借対照表(案)、 正味財産増減計算書(案)及び財産目録(案)承認の件 ・新理事1名選任の件	原案通り可決 原案通り可決 原案通り可決
2020年3月18日	・2019年度事業計画書(案)の承認に関する件 ・2019年度収支予算書(案)の承認に関する件	原案通り可決 原案通り可決

③奨学生選考委員会

開催年月日	議事事項	結果
2019年5月24日	・2019年度奨学生募集承認の件	承認

(3)許可・認可・承認・証明に関する事項

「新理事に就任に伴う大阪法務局への変更登記」

(4)契約に関する事項

「該当事項なし」

(5)寄附金に関する事項

「該当事項なし」

(6)大阪府の指示に関する事項

「該当事項なし」

(7)その他重要事項

「該当事項なし」

貸借対照表

2020年3月31日現在

公益財団法人 海堀奨学会

(単位:円)

科 目	当年度決算額	前年度決算額	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	8,310,156	8,310,156	0
有価証券	0	0	
流動資産合計	8,310,156	8,310,156	0
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金(信託銀行)	0	0	0
株式	449,299,925	449,299,925	0
基本財産合計	449,299,925	449,299,925	0
(2)特定資産			
普通預金	2,562,458	0	2,562,458
定期預金(信託銀行)	31,680,000	31,680,000	0
定期預金	160,000,000	160,000,000	0
特定資産合計	194,242,458	191,680,000	2,562,458
(3)その他固定資産	0	0	0
固定資産合計	643,542,383	640,979,925	2,562,458
資産合計	651,852,539	649,290,081	2,562,458
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	643,542,383	640,979,925	2,562,458
(うち基本財産への充当額)	(449,299,925)	(449,299,925)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(194,242,458)	(191,680,000)	(2,562,458)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	8,310,156	8,310,156	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	651,852,539	649,290,081	2,562,458
負債及び正味財産合計	651,852,539	649,290,081	2,562,458

正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

公益財団法人 海堀奨学会

(単位:円)

科目	当年度決算額	前年度決算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
指定正味財産からの振替額	7,318,351	11,175,137	-3,856,786
② 特定資産運用益			
指定正味財産からの振替額	0	11,196	-11,196
③ 雑収入			
受取利息	124	89	35
雑収入	0	0	0
④ 受取寄附金			
指定正味財産からの振替額	0	3,700,000	-3,700,000
経常収益計	7,318,475	14,886,422	-7,567,947
(2) 経常費用			
① 事業費			
奨学金支出	6,720,000	6,840,000	-120,000
通信運搬費	22,043	21,791	252
印刷製本費	94,820	90,720	4,100
雑費	21,450	19,440	2,010
事業費計	6,858,313	6,971,951	-113,638
② 管理費			
役員報酬	120,000	120,000	0
会議費	147,484	151,696	-4,212
通信運搬費	2,340	9,552	-7,212
旅費交通費	360	0	360
支払手数料	120,678	20,668	100,010
雑費	69,300	118,040	-48,740
管理費計	460,162	419,956	40,206
(3) 予備費	0	0	0
経常費用計	7,318,475	7,391,907	-73,432
評価損益等調整前当期経常増減額	0	7,494,515	-7,494,515
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	7,494,515	-7,494,515
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	7,494,515	-7,494,515
一般正味財産期首残高	8,310,156	815,641	7,494,515
一般正味財産期末残高	8,310,156	8,310,156	0
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益			
株式配当金受取額	9,860,415	11,175,137	-1,314,722
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	20,394	11,196	9,198
③ 一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額	-7,318,351	-14,886,333	7,567,982
指定正味財産期首残高	2,562,458	-3,700,000	6,262,458
指定正味財産期首残高	640,979,925	644,679,925	-3,700,000
指定正味財産期末残高	643,542,383	640,979,925	2,562,458
III 正味財産期末残高	651,852,539	649,290,081	2,562,458

財 産 目 録

2020年3月31日現在

公益財団法人 海堀奨学会

(単位:円)

科 目	金 額	使用目的等
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金		
普通預金		
三菱UFJ銀行信濃橋支店	8,297,816	公益目的事業の財源に使用
三菱UFJ信託銀行・大阪支店	12,340	公益目的事業の財源に使用
流動資産合計	8,310,156	
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
投資有価証券(株 式)		運用益を公益目的事業の財源に使用
朝日ウッドテック株式会社		
400,000 株 設立時評価 300円/1株	120,000,000	
20,000 株 53.10.1有償増資50円/1株 (400,000株x0.05)	1,000,000	
40,000 株 53.10.1無償増資 (400,000株x0.1)		
34,500 株 54.4.1無償増資 (460,000株x0.075)		
49,450 株 57.4.1無償増資 (494,500株x0.1)		
150,000 株 H1.12.15寄付 1,880円/1株	282,000,000	
34,697 株 H2.5.14無償増資 (693,950株×0.05)		
586,075 株 H29.12購入 79円/1株(配当還元方式)	46,299,925	
株式合計 1,314,722株	449,299,925	
基本財産合計	449,299,925	
(2) 特定資産		
奨学金給付準備金		
普通預金		
三菱UFJ銀行信濃橋支店	2,562,458	公益目的事業の財源に使用
大口預金		
三菱UFJ信託銀行大阪支店	31,680,000	公益目的事業の財源に使用
自由金利型定期預金		
三菱UFJ銀行信濃橋支店	160,000,000	公益目的事業の財源に使用
特定資産合計	194,242,458	
固定資産合計	643,542,383	
資 産 合 計		651,852,539
II. 負債の部		0
正 味 財 産		651,852,539

2020年度 事業計画書

公益財団法人海堀奨学会

1. 奨学金の給付事業

■第44期生(2018年度採用奨学生)※

大学生	1名	1人当り月額	25,000円	300,000円
計	1名			300,000円

※ 2019年4月～2020年3月末まで留学のため休学。1年間支給停止。
2020年4月から復学のため、1年間支給を再開。

■第45期生(2019年度採用奨学生)

大学院生	3名	1人当り月額	30,000円	1,080,000円
大学生	5名	1人当り月額	25,000円	1,500,000円
高専生	0名	1人当り月額	20,000円	0円
高校生	4名	1人当り月額	15,000円	720,000円
計	12名			3,300,000円

■第46期生(2020年度採用予定奨学生)

大学院生	4名	1人当り月額	30,000円	1,440,000円
大学生	4名	1人当り月額	25,000円	1,200,000円
高専生	1名	1人当り月額	20,000円	240,000円
高校生	4名	1人当り月額	15,000円	720,000円
計	13名			3,600,000円

■奨学金給付金年額

(大学院生:7名、大学生:10名、高専生:1名、高校生:8名) 合計26名

7,200,000円

2. その他

- ・奨学会会報『深根』の発行 年間2回
- ・奨学生との懇談会 年間2回

以上

公益財団法人 海堀奨学会 2020年度 奨学生募集要項

公益財団法人海堀奨学会は、奨学金を給付する奨学生を次の要領で募集し、給付する奨学生を選考、決定する。

1. 奨学金給付の趣旨

「大樹深根」

「大きい樹木となることだけを望むべきでない、根を地中深く太くはらせることに努めよ、そうすれば樹木は自然に如何なる風雨にもたえる大樹になる。」を当奨学会の設立の理念とし、社会の根である若者に奨学金を支給することにより、心の豊かな人間生活の理想の姿を求めて勉学にいそしむ機会を与え、日本を大樹にすることを通じて、世界の平和と繁栄に寄与することを念願するものであります。

(「設立趣意書」より)

2. 出願資格

奨学生本人が大阪府下に在住、もしくは大阪府内に学校が所在する大学院生・大学生・高等専門学校生また高校生で、志操堅固、学力優秀、かつ特に経済的援助を必要とする者を対象に奨学金を給付する。

3. 募集対象校

別添「2020年度奨学生募集対象校一覧表」の通り

4. 奨学金事業の概要

①給付月額

大学院生	30,000円
大学生	25,000円
高専生	20,000円
高校生	15,000円

②給付期間

原則2年間とする。

③募集学年(2年間の給付期間が終了する時にその学校を卒業する)

大学院生(修士課程)	1年生
大学生	3年生
高専生	4年生
高校生	2年生

5. 奨学金の重複について

当奨学会では、他の奨学金との重複について制限しない。

但し、給付型奨学金については、他の団体から奨学金の給付を受けていない者を優先する。

(選考基準より)

6. 出願書類

- ①奨学生採用願書(様式第1号)
- ②在学する学校長の推薦書(学校所定の用紙)
- ③在学学校または出身学校の学業成績証明書(学校所定の用紙)
- ④奨学金を申請する理由書(様式第1号の2)
- ⑤学資の明細書(様式第1号の3)
- ⑥本人の履歴書(様式第1号の4)
- ⑦世帯主の市民税・府(県)民税課税証明書
- ⑧誓約書(様式第2号)
- ⑨健康診断書(校医の証明書で可)
- ⑩住民票(市町村発行のもの)

7. 応募書類の提出期限

当奨学会からの推薦依頼に対し、各校が定める

提出締切日

8. 奨学生の採否と選考結果の通知

- ① 推薦学生について、次の手順で給付する奨学生の選考と決定・承認を行う。
- ② 提出された各種出願書類に基づき、事務局が応募者リストを作成する。
- ③ 応募書類と応募者リストをもとに、選考委員会が『選考基準』に沿って、人物、学業成績、家庭状況等を総合的に検討し、奨学生を選考・決定し、理事長の承認を得る。
- ④ 選考結果は学校を通じて、応募した学生に通知する。

9. 参考資料

「設立趣意書」、「奨学金給付規程」、「選考基準」

以上

2020年度奨学生募集対象校一覧表

公益財団法人 海堀奨学会

	郵便番号	所在地	電話番号	募集対象学部
【高等学校】				
1	〒543-0061	大阪市天王寺区伶人町1-6	06-6771-0737	
2	〒532-0025	大阪市淀川区新北野2-5-13	06-6303-5661	
3	〒543-0054	大阪市天王寺区南河堀町4-88	06-6775-6053	
4	〒545-0005	大阪市阿倍野区三明町2丁目4番23号	06-6629-6801	
5	〒547-0032	大阪市平野区流町2丁目1-24	06-6707-5800	
6	〒540-0008	大阪市中央区大手前2丁目1-11	06-6941-0051	
7	〒543-0016	大阪市天王寺区鯉差町10番47号	06-6761-0336	
8	〒543-0016	大阪市天王寺区鯉差町5番44号	06-6761-5606	
9	〒543-0051	大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番73号	06-6772-6201	
10	〒543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町12-16	06-6771-5757	
11	〒540-0004	大阪市中央区玉造2丁目26番54号	06-6761-4113	
12	〒536-0006	大阪市城東区野江1-9-9	06-6932-4461	
【高等専門学校】				
1	〒572-0017	寝屋川市幸町26-12	072-820-8578	
【大学・大学院】				
1	〒606-8501	京都市左京区吉田本町	075-753-2495	法・経・農(院)
2	〒606-8522	京都市左京区下鴨半木町1-5		生命環境・森林(院)
3	〒631-8505	奈良市中町3327-204	0742-43-1511	農
4	〒573-0196	枚方市北山1-79-1	072-866-5301	情報科学部(院を含む)
5	〒565-0871	大阪府吹田市山田丘1-1	06-6879-7097	法・経・理(院)
6	〒657-8501	神戸市灘区六甲台町1-1	078-881-1212	法・経・経営
7	〒558-8585	大阪市住吉区杉本3-3-138	06-6605-2101	法・経・商・工
8	〒599-8531	堺市中区学園町1番1号	072-254-9116	現代システム科学域マネジメント学類・工学域 工学研究科
9	〒564-8680	吹田市山手町3丁目3番35号	06-6368-1121	外国・法・経・商
10	〒662-8501	西宮市上ヶ原一番町1-155	0798-54-6113	商・経・法
11	〒610-0394	京田辺市多々羅都谷1-3	0774-65-7430	法・経・商・理工(院)
12	〒603-8577	京都市北区等持院北町56-1	075-465-8168	法